

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	株式会社安藤・間	東京都港区東新橋 1－9－1	1-020330

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 10 月 13 日 から 令和 8 年 11 月 12 日 まで 1 か月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事

4. 事実概要

安藤ハザマ・菅原・中井特定建設工事共同企業体が施工する、高萩工事事務所発注の 06 県単道改第 06-03-973-Z-001 号道路改良工事（(仮称)大久保町第 2 トンネル）のトンネル掘削中の工事現場において、令和 7 年 9 月 10 日、安全管理の不適切により、バックホウの後退に巻き込まれた 1 次下請け作業員 1 名が死亡する事故を起こした。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」第 2 条第 1 項別表第 1 第 8 号（2）に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」（抜粋）

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 略 (2) 工事関係者に死亡者を生じさせたとき。	1 月